

個人情報の取扱いについて

●第1章 総 則

第1条 個人情報の開示等・利用等

本書では、仙台ゲゼンハイト・カイロプラクティック・オフィス (以下乙と言う) がどのような場合、後記第2章に掲げる、患者様 (以下甲と言う) の個人情報を使用・開示するかについて説明します。

また、甲による個人情報の利用・管理についての権利を述べています。

第2条 法令順守・協力

本書については、日本国内法である個人情報保護法を基に、乙の法令順守体制とその対応、及び、その乙の法令順守等に対する甲の理解と協力体制について記載しております。

第3条 前書き

本章総則の基、個人情報の取扱いについて、後記第2章以下を熟読下さい。

●第2章 個人情報の取扱い等

第4条 「個人情報の定義」

(第1項) 基本的な個人情報の定義

ここでいう「個人情報」とは、(※) 個人情報保護法第2条に定義するものに基づき、甲の氏名、経歴、職業、住所、連絡先、または過去・現在における身体上、精神上的の健康に関する情報等を意味します。

(第2項) 本書における個人情報

- (1) 新規患者様申請書
- (2) レントゲンCD
- (3) その他、甲と乙において個人情報として合意しているもの

※個人情報保護法第2条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。

第5条 「個人情報の利用目的の変更等」

乙は、本書に記載されている条項を順守する義務があります。また、乙は本書中の全条項を個人情報保護法の趣旨に基づき、個人情報の利用目的において必要な範囲において、その利用目的を変更できる権利があります。当該変更について、本書に署名押印した甲は事前に承諾しているものとみなします。

条項に変更があった場合、新しい通知は、その条項の変更がなされた時点において乙が保持している全ての個人情報に適用されます。当該変更について、本書に署名押印等をした甲は事前に承諾しているものとみなします。

第6条「個人情報の利用目的の変更に関する通知方法等」

乙は甲から本書の閲覧又は写しの交付の請求を受けた場合は、郵便・電子メール等・その他適当な方法によって、乙は甲の請求に応じる義務を負います。

※休診日・診療時間外のお問合せ等となった場合は、次の診療日・診療開始時間までお待ち頂く場合がございますので、あらかじめご留意下さい。

※診療時間等の確認は <http://www.doctoregawa.com/> でも可能です。

●第3章 個人情報の使用・開示について

第7条「本書に基づく個人情報の使用と開示について」

(第1項) 甲乙同意の上、本書へ署名後、本書の署名を以って、甲は乙でのカイロプラクティック・ケアを目的とした個人情報の使用・開示に同意したものとし、ドクター・オブ・カイロプラクティック（以下「D.C.」という）は、情報の使用・開示を本書内の要領で行います。

(第2項) 個人情報は、カイロプラクティック・ケアの提供を目的として、乙及び乙の業務に関わる関係者によって使用・開示されます。

(第3項) 診療費の支払い、または担当D.C.による診療の補助を目的として、必要最小限度の範囲内で、情報が使用・開示されることがあります。

(第4項) 前記の第1項～第3項に当たる場合で、かつ、甲からの求めがある場合に限り、事前又は事後において、乙は甲に対し報告する義務を負います。但し、当該報告をすることで、当事者以外の第三者の権利を侵害する恐れがある場合、及び、利害関係者等に著しい損害が生じる恐れがある場合はこの限りではありません。

第8条「本書に基づく、個人情報の使用・開示例」

(8条の細則)

(細則①) 本条第1項(1)～(6)に当たる場合で、かつ、甲からの求めがある場合に限り、事前又は事後において、乙は甲に対し報告する義務を負います。但し、当該報告をすることで、当事者以外の第三者の権利を侵害する恐れがある場合、及び、利害関係者等に著しい損害が生じる恐れがある場合はこの限りではありません。

(細則②) 本条第5項～第13項については、甲の同意を得ずに個人情報を開示することがあります。

(第1項) カイロプラクティック・ケアに関する使用・開示等（本条では以下「開示」）

(1) カイロプラクティック・ケアの充実を図るための開示

乙は、カイロプラクティック・ケアおよびそれに関連したサービスを提供・調整・管理するために、個人情報を開示します。

ここには、既にこのような情報の利用を許可された第三者との調整・管理も含まれます。例としては、他の医療サービスを提供している組織・団体等に対し、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

(2) 乙以外のD.C.等への開示

甲の許可を得た上で、乙以外のD.C.に対し、必要に応じ個人情報を開示する場合があります。また、紹介を受けたD.C.に対し、そのD.C.が診療に必要とする情報を提供することがあります。

(3) 担当D.C.の判断による開示

乙は担当D.C.の判断により、カイロプラクティック・ケアの補助として関与する他の医師あるいは医療サービス提供者（専門医、医療団体、研究室など）に、個人情報を開示することがあります。

(4) CSR拡充を目的とする開示

業務活動の補助、業務上の査定、職員の業務評価、インターンのトレーニング、許可、研究、その他の業務活動の実施あるいは手段などを提供することを目的として、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

※CSR：企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。企業の社会的責任ともいいます。

(5) 来院表・甲の呼称・予約確認等による開示

来院時、受付でお名前をご記入頂いている来院表を使用することがあります。また、担当D.C.の診察準備が整ったときに、待合室でお名前をお呼びすることがあります。当院では予約の確認のために、必要に応じて個人情報を使用・開示することがあります。※本書に署名押印等をした甲は、本項につき事前に承諾頂いているものとします。

(6) 事務執行事業者等への開示

乙は業務の一端として、請求書の作成・発行、筆記サービスなどを執行する第三者である事業者と、個人情報を共有することがあります。

乙と当該事業者の間で個人情報の開示に関連した処理が行われる場合、両者の間で、情報のプライバシー保護に関する契約書を交わします。当該契約については、本書に署名押印等をした甲は事前に承諾しているものとみなします。

但し、正当な理由がある場合、甲は乙に対し、当該契約内容の全部または一部の開示を請求できます。乙は特段の事情がない限り甲の当該請求に応じる義務があります。

(第2項) やむを得ない理由による第三者への開示

乙は甲の家族、近親者、親しい友人が特定するその他の個人に対し、甲のカイロプラクティック・ケアに直接関係すると思われる個人情報を開示することがあります。このような開示について、甲の賛同または拒絶の決定を下すことが不可能と判断せざるを得ないことにつきやむを得ない理由がある場合は、担当D.C.の判断により、甲にとって最善であると考えられた場合に限り、個人情報を開示します。本項に該当する事情が生じた場合の担当D.C.の判断については、本書に署名押印等をした甲は、担当D.C.の当該判断について事前に承諾したものとみなし、異議を述べないものとします。

(第3項) 緊急処置による開示

緊急処置が必要な事態になった場合、乙は個人情報を開示することがあります。担当D.C.は処置を行った後、特段の支障がない限り、原則として速やかに、その開示に対する甲の承認を得ることとします。但し、甲からの承認が困難と判断するときは、甲の指定がない限り、乙において甲の代理人として妥当とする者からの承認を得なければなりません。但し、ケアを行う乙が法令等の定めにより個人情報の開示義務があると認められる場合、乙は甲の承認を得ることができなくても、そのD.C.は個人情報を開示することがあります。

す。

(第4項) コミュニケーションの障害等による開示

甲の重度のコミュニケーション障害によって、乙が甲の承認を得ることが不可能であり、且つ、そのD.C.の専門的判断によって甲が承認を望んでいると判断した場合、乙は個人情報を開示することがあります。この場合、原則として、事前に甲の指定がない限り、乙の判断で、甲の代理人として妥当とする者への説明をするよう努めるものとします。

(第5項) 公共保健

公共保健活動や法によって情報の収集・入手を許可されている公共衛生団体の職務遂行を目的に、個人情報を開示することがあります。このような開示は、病害、傷害、および身体障害の管理を目的として行われます。また乙は公衆衛生団体からの要請があった場合、その公衆衛生団体と協働する外国政府関連機関に、個人情報を開示することがあります。

(第6項) 伝染性疾病

伝染性疾病に感染した可能性、あるいは蔓延させる危険性のある場合、個人情報を開示することがあります。

(第7項) 保健管理

保健衛生監視団体による法令に認可された活動（監査、調査、検査等）のために、個人情報を開示することがあります。個人情報を要求する監視団体には、保健衛生制度、福利厚生制度、その他の行政による規制プログラムや民法を管理する政府関連機関も含まれています。

(第8項) 虐待あるいは放置

児童虐待・放置に関する報告の入手を法によって許可された公共保健団体に個人情報を開示することがあります。更に、甲が虐待・放置、または家庭内暴力の加害者または被害者であると担当D.C.が判断した場合、情報の入手を法によって許可された行政団体や機関に、個人情報を開示することがあります。

(第9項) 法的措置

司法・行政手続のために、召喚状、証拠開示手続、その他の法的処理に応ずる条件において、裁判所等の指示に基づき、乙がそれらに応じる義務が生じているものと判断した場合、個人情報を開示することがあります。

(第10項) 犯罪活動

然るべき法に則り、社会や個人の健康や安全を侵害すると思われる重大な脅威が生じるものと認識でき、それらを回避・軽減するために必要であると判断した場合、また捜査当局による個人の特定あるいは逮捕に必要な場合、個人情報を開示することがあります。

(第11項) 受刑者

更生施設での受刑者であり、担当D.C.がケアを目的として個人情報を作成・入手した場合、個人情報を開示することがあります。

(第12項) 必須の使用および開示

然るべき法に則り、当院の準拠性の調査および厚生労働省から要請があった場合、個人情報を開示することがあります。

(第13項) その他

関係法令等の趣旨に鑑み、法令等により、当該情報の開示が義務付けられるものとされる場合。及び、法令等により開示が妥当と判断する場合、個人情報を開示することがあります。

●第4章 その他の細則

第9条 管轄裁判所

本書に基づくすべての紛争は、乙の本店所在地の管轄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本書に署名押印等をした甲は、これを承認しているものとします。

第10条 個人情報の返還等

(第1項) 返還義務が生じる場合等

何らかの事由により、甲が乙のカイロプラクティック・ケアを以降受ける可能性が客観的に著しく消失し、かつ、乙が甲へ第2章第4条の個人情報の返還を求める請求をした場合に限り、乙は、原則として第2章の第4条第2項の各号に掲げるものについて返還に応じる義務を負います。

但し、返還が出来ないもの（第4条に列挙しない情報を含）、または、事情の変化等によって返還が出来なくなったものについては、乙は甲に返還できない理由を説明し、甲はその理由について理解を示すよう努めるものとします。

(第2項) 返還義務の特則等

乙の責に帰さない、やむを得ない事情が生じた場合（天変地異など、一般的な注意では危険回避が困難と思われるものすべてを含む）による個人情報等の喪失等の場合、及び、客観的に返還が不要と判断できるもの、甲が乙に廃棄処分を一任したものについては、乙に前項の義務は生じないものとします。

第11条 法令等の順守義務

本書に規定のない事項については、日本国内の各関係法令等に従い、当該法令等に規定がないものについては、原則として乙の事業所にて備える書類等の規定に従うものとします。

第12条 やむを得ない事情が生じた場合

乙の責に帰さない、やむを得ない事由が生じた場合（天変地異など、一般的な注意では危険回避が困難と思われる事由すべてを含む）は、客観的に当該事由が止んだときの現状により、本書と異なる取扱いをする場合があります。本条の取扱いについて、甲は、著しく不相当と思われる場合を除き、異議を述べないものとします。

第13条 協力義務

本書に規定のあるもの、及び、本書に規定がないものについても、甲及び乙は、双方に誠意をもって協議し、協力的な関係を構築しそれを継続するものとします。

Sendai G³esundheit Chiropractic Office
仙台ゲゼンハイト・カイロプラクティック・オフィス
同 意 書

私 _____ は、仙台ゲゼンハイト・カイロプラクティック・オフィスより、個人情報の
<患者様氏名>

取り扱いに関する通知を書面にて説明を受け、本書内の記載事項につき、これに同意します。

<患者様または代理人署名>

<日付>

容態により、本人がこの同意書に署名することが不可能です。本書は、本人の容態回復後、合理的な時間内に、署名の上、提出致します。

同意書は以下の理由により提出致しません。理由: _____

—

本書についてのお問合せについては、乙の個人情報管理担当：江川哲也 022-792-8817 までお問い合わせ下さい。